

資料2 居宅介護サービス費等の支給の根拠として5年間保存すべき記録の例示について

(H31.4)

区分	記録の名称又は内容	対象となるサービス(※)			
		訪問	通所	短期	入所
利用者に提供するサービスに関する計画	各サービスのサービス計画	○	○	○	○
利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録	認知症対応型サービスや認知症に係る加算の対象利用者の認知症自立度の記録など、サービスの対象者が限定的である場合の対象者の要件を確認するための記録	△	△	△	△
	利用者の住民票の所在地とサービスを行う「居宅」の住所が異なる場合の「居宅」の住所の記録	○	○	○	—
	サービスの実施に関する記録(訪問時間帯、サービス提供に要した時間、サービスの内容等)、通院等乗降介助の記録	○	—	—	—
	居宅療養管理指導における、介護支援専門員に対する情報提供に関する記録	△	—	—	—
	利用者の送迎に関する記録(送迎方法、来所時間、退所時間)	—	○	○	—
その他各サービスの提供に関する記録	介護報酬の告示、解釈通知上において作成することとされている記録等(以下は例示) ・各種加算の算定に必要なサービス計画、実施記録、評価・検証記録 ・各種加算の算定に必要な会議の開催の記録、研修の計画・実施の記録、従業者への指示・従業者からの報告に関する記録、従業者の健康診断に関する記録 ・各種加算の算定に関する利用者等からの同意に関する記録 ・通所サービスの事業所規模の根拠となる平均利用延員数を計算した記録	○	○	○	○
	主治の医師等による指示文書(経口維持・移行の指示、食事せん、予後の判断の記録等を含む。)	△	△	△	△
	介護老人保健施設の入所者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかの検討結果の記録、入所判定に関する記録	—	—	—	△
	利用者に対し身体的拘束等を行った場合の緊急やむを得ない理由等の記録	×	×	×	△
	従業者の雇用関係・辞令・経歴等、従業者の有する免状・資格証・研修修了証等に関する記録	○	○	○	○
	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(予定分、実績分)	○	○	○	○
	タイムカード、出勤簿など従業者の出退勤時間・勤務実績に関する記録	○	○	○	○
	入退所、入退院、外泊、外出など利用定員・入所定員の管理に関する記録	—	○	○	○
	重要事項説明書、契約書	○	○	○	○
	サービス利用料の1割負担分の請求・受領に関する記録	○	○	○	○
	ケアプラン第6表 サービス提供票(実績)	○	○	○	△

【参考】

区分	記録の名称又は内容	訪問	通所	短期	入所
5年間保存が必要でない記録	事業所の車両の運行に関する記録(通院等乗降介助の記録を除く。)	×	×	×	×
	衛生管理・感染症対策、非常災害対策に関する記録	×	×	×	×
	介護給付費請求書、介護給付費請求明細書	×	×	×	×
	フェースシート、アセスメント記録、モニタリング記録	×	×	×	×
	利用者の日々のバイタル値など心身の状況等の観察等の記録	×	×	×	×
	入浴・排せつ・食事等日常生活上の世話、機能訓練、リハビリテーション、レクリエーション、生活相談、日常生活上の便宜の提供など、基本報酬に含まれるサービスの提供に関する記録(各種加算の対象サービスの実施に関する記録は除く。)	×	×	×	×
	福祉用具の消毒等を委託する場合の受託者の業務実施状況の確認結果等	×	—	—	—
	保険外サービスに関する記録(利用定員・入所定員の管理に必要な記録は除く。)	×	×	×	×
	利用者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等に関する記録(ただし、5年間保存が望ましい。)	—	—	×	×
	日常生活費などのその他のサービス利用料の請求・受領に関する記録	×	×	×	×
	利用者宅に備え付ける、家族や他の事業所との連絡用の記録	×	×	×	×
居宅介護支援の介護支援専門員等との連絡調整に関する記録(緊急時訪問介護加算等の加算に関する記録は除く。)	×	×	×	×	

※凡例 訪問:訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、  
 特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護  
 通所:通所介護、通所リハビリ、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護  
 短期:短期入所生活介護、短期入所療養介護  
 入所:特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、  
 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、  
 看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院

○:居宅介護サービス費等の支給の根拠となり、5年間保存の対象になる。  
 △:サービスにより居宅介護サービス費等の支給の根拠となり、5年間保存の対象になる。  
 ×:居宅介護サービス費等の支給の根拠とならず、5年間保存の対象にならない。  
 —:作成することが想定されない。